

職場または作業現場の見やすい場所に掲示すること。違反者には罰則が科されます。



市全域ホテル労働者 最低賃金条例 ホテル労働者への通知



本ホテルの雇用主は、ロサンゼルス市条例集（LAMC）第186.00条に基づく「市全域ホテル労働者最低賃金条例（CHMWO）」の適用対象となります。

市全域ホテル労働者最低賃金 2026年7月1日より施行される賃金率 時給 **\$25.00**

本ホテルの雇用主は、ホテル労働者に対して最低賃金を支払う義務があります。最低賃金は、LAMC第186.02.A条に従い、毎年調整されます。

発効日：	適用範囲*	時給
2025/9/8	客室数60室以上のホテル	\$22.50
2026/7/1	客室数60室以上のホテル	\$25.00
2027/7/1	客室数60室以上のホテル	\$27.50
2028/7/1	客室数60室以上のホテル	\$30.00

*ロサンゼルス市条例集第186.01.C条に基づき、空港ホスピタリティ促進地区（Airport Hospitality Enhancement Zone：AHEZ）内に所在する客室数50室以上のホテルも本条例の適用対象となります。

医療給付 2026年7月1日より施行される賃金率 時給 **\$8.15**

本ホテルの雇用主は、ロサンゼルス市条例集（LAMC）第186.04条に基づき、医療給付の提供に充てるための時給換算額を支払う義務があります。医療給付の率は、LAMC第186.04.E条に従い、毎年調整されます。労働者には以下の権利があります。

時給\$25.00に加え、医療給付の提供に充てるための少なくとも時給\$8.15。医療給付には、医療保険、歯科、眼科、メンタルヘルス、および障害所得補償が含まれます。

または

雇用主提供の医療給付を受けていないホテル労働者の場合、時給\$25.00 + 時給\$8.15 = 時給\$33.15。

ホテル雇用主の時給換算の医療給付支払額が時給\$8.15未満である場合、その差額は追加の時給としてホテル労働者に支払われるものとします。

時間外労働時間（オーバertime）に対して医療給付を支払う必要はありません。

ホテル労働者は、LAMC第186.10.C条に基づき、別のプランの給付を受ける資格がある場合、医療給付の適用除外を申請することができます。

障がいを持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act）第II章の対象団体として、ロサンゼルス市は障がいによる差別を行わず、要請があれば、プログラム、サービス、活動への平等なアクセスを確保するために合理的な配慮を提供します。

市全域ホテル労働者最低賃金条例

ホテル労働者への通知

休暇について

ホテル雇用主は、フルタイムのホテル労働者に対し、年間少なくとも96時間の有給休暇を提供し、さらに年間少なくとも80時間の無給休暇（LAMC第186.02.B条に従って使用されるもの）を許可しなければなりません。

パートタイムのホテル労働者は、LAMC第186.02 B.1.(b)条に従い、週40時間働く労働者が蓄積する休暇に比例した増分で有給休暇を蓄積するものとします。

休暇に関する一般規定：

ホテル労働者は、 雇用開始から最初の6か月経過後 、または会社の就業規則に従い、どちらか早い時点で、有給・無給の累積休暇を使用できるようになります。
ホテル事業者は、ホテル労働者からの累積休暇（有給・無給）の使用申請を 不当に拒否してはなりません 。
未使用の 有給休暇 は、事業者の規定がそれ以上に寛大でない限り、 最大192時間 まで繰り越されます。
未使用の 無給休暇 は、事業者の規定がそれ以上に寛大でない限り、 最大80時間 まで繰り越されます。
ホテル労働者の累積有給休暇が最大値に達した場合、ホテル事業者は、その超過分に対して30日ごとに現金で支払いを行わなければなりません。
ホテル事業者は、本条に基づいて取得された無給休暇を、懲戒、解雇、停職、またはその他の不利益な取り扱いにつながる欠勤として扱う雇用方針を定めてはなりません。

サービス料

本ホテルの雇用主は、徴収したサービス料を、サービスを顧客に提供したホテル労働者に全額支払わなければなりません。支払額は、ホテル事業者が顧客に提示したサービス料の説明内容に関連するサービスに応じて、公平にホテル労働者へ分配されなければなりません（ロサンゼルス市条例集第186.03条）。

税額控除

ホテル労働者は、連邦勤労所得税額控除（EITC）の申請資格を得られる場合があります。EITCに関する詳細および申請書の入手については、勤労所得税額控除ホットライン（1-800-829-1040）までお問い合わせください。

ロサンゼルス市内の雇用主は、地方、州、連邦のすべての最低賃金法および労働基準法の適用を受けます。

CHMWOは、ロサンゼルス市条例集 第188.00条に基づき、契約管理局 賃金基準局（OWS）によって執行されます。

詳細については、ロサンゼルス市賃金基準局（Office of Wage Standards）までお問い合わせください。

電話：1-844-WAGESLA（924-3752）、Eメール：wagesla@lacity.org、またはウェブサイト：

<http://wagesla.lacity.gov/>